

第 53 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム 結果報告

令和 2 年 6 月 17 日
個人情報保護委員会

令和 2 年 6 月 2 日 (火) ~ 4 日 (木) において、オンライン形式で開催された第 53 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (以下「本フォーラム」という。) に、事務局が参加した。

(※) APPA フォーラムは、アジア太平洋地域のデータ保護機関により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換をすることを目的として、年 2 回 (春と秋) 開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年 6 月末に正式メンバーとなった。本フォーラムは、当初シンガポールで開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、オンライン形式での開催となった。

本フォーラムで採択された声明文 (Communique) の概要は資料 3-2 のとおりである。また、本フォーラムにおいて、特に当委員会が関与した箇所は、以下のとおりである。

① 1 日目 (Members-only sessions : 参加者は、正式メンバーのみ)

当委員会から、「調査及び執行」のセッションにおいて、当委員会による執行活動について報告するとともに、「ジュリスディクション・レポート」のセッションのうち、「法改正、法制度の進展」の議題において、個人情報保護法の改正案等について説明を行った。

② 2 日目 (Members-only and closed sessions : 正式メンバーのみのセッション、及びその他の関係データ保護機関・公的機関を加えたセッション)

当委員会から、「新型コロナウイルス感染症から生ずる個人データ保護の論点」のセッションにおいて、当委員会のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策に係る個人情報保護に関する取組等 (当委員会ホームページに個人情報保護法上の留意点等を掲載した新型コロナウイルス感染症特設ページを設置する等) について報告を行った。

③ 3 日目 (Closed sessions : 正式メンバーにその他の関係データ保護機関・公的機関を加えたセッション)

当委員会から、「データ保護における国際協力」のセッションにおいて、当委員会の個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に係る取組 (日米欧三極対話や OECD プライバシーガイドラインの見直しに当たっての国際連携に係る取組) について説明を行った。また、「世界のプライバシーの進展」のセッションにおいて、APEC 越境プライバシールール (CBPR) システムの促進に係る取組及び上記 OECD プライバシーガイドラインに係る取組の詳細について紹介した。